

東広島市農業委員会令和6年7月（第7回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月29日（月） 午後2時05分から午後3時12分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	13	財満 俊子	14	仲伏 英雄
15	高尾 昭臣	16	大月 靖規	17	土井 浩文
18	在間 輝昭	19	古本 啓之	20	橘川 一則
22	高木 昭夫	23	高橋 久雄	24	住井 正美

- 4 欠席委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
11	村上 義則	12	木原 省五	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 9番 柏尾 博明 委員 10番 荒谷 義憲 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 36 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 37 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 38 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
豊栄支所地域振興課産業建設係主任主事	岡 本 美由紀
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課
担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	<p>それでは、これより 7 月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数 24 人中 21 人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第 1 の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第 34 条第 2 項の規定により、9 番柏尾委員、10 番荒谷委員を指名いたします。 次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は令和 6 年 7 月 29 日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>それでは、会期は令和 6 年 7 月 29 日 1 日限りといたします。 これより日程第 3 の議案審議に入ります。 まず、議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>それでは、議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては 2 件、4,670㎡</p>

崎 里 主 査	<p>で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、8月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第33号について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第33号については異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>ありがとうございました。農林水産課の方は退席をお願いします。</p>
	<p>< 崎里主査、退室 ></p>
議 長	<p>次に、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
小 田 主 査	<p>事務局小田です。</p> <p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今月は20件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳は、7ページに記載のとおりです。</p> <p>申請番号150-1でございます。</p> <p>親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、151-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。●●に単身赴任しておられましたが、現在は●●の自宅に居住しておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、152-3でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員です。申請地は実家に隣接しており、家族と共に耕作する予定です。申請地では、ナス、トマトなどの野菜や栗、柿などの果樹を作付する予定です。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、153-4でございます。</p> <p>公共事業による買収の代替地のため、所有権を移転するものです。受人は、耕作地の一部が道路用地となることに伴い、その代替地として所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、154-5、155-6は譲受人が同一であり、関連いたしますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、156-7でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も確保されておられます。</p> <p>続いて、157-8でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社役員です。●●に本社を置く会社で、農地を借りるなどして農作業に従事しておられます。本申請地を取得</p>

<p>小田主査</p>	<p>し、農業経営を拡大させたいと考え、このたびの申請に至ったものでございます。隣接地の住宅を取得し、拠点として利用する予定です。月1回程度申請地に通い、●●在住の知人と共にレモンを作付する計画です。</p> <p>続いて、158-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、159-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員の方です。以前より家庭菜園をしたいと考えていたところ、本申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。受人本人が季節野菜を作付する予定です。</p> <p>続いて、160-11でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。農業経験のある同居の母と共に水稻を作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も確保されておられます。</p> <p>続いて、161-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は他市で樹園地を耕作されており、経営規模拡大のため、まとまった農地を探していたところ、本申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。家族の協力を得ながらブドウとイチジクを作付する予定です。</p> <p>続いて、162-13でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員の方です。自宅に隣接する本申請地で、家庭菜園としてナスやピーマンなど季節野菜を作付する予定です。</p> <p>続いて、163-14でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳です。退職後、家庭菜園をしたいと考えていたところ、本申請地の譲渡の話があり、申請に至ったものでございます。本申請地ではタマネギを作付する予定です。</p> <p>続いて、164-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳自営業の方です。申請地に近接する土地を取得しており、転居する予定です。申請地では、JAから指導を受けながら水稻を作付する計画で、必要な農機具も確保しておられます。</p> <p>続いて、165-16でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、果樹を作付する予定です。</p> <p>続いて、166-17でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、167-18でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は役員を含めた従業員35名に加え、季節雇で複数名雇用される予定です。本市においては、現在、農地法第3条により72,078.98㎡の農地を取得しております。</p> <p>続いて、168-19、169-20は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。本申請は、国の通知において営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権、またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものです。本申請地は、令和6年4月総会において農地所有適格法人である●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものと</p>
-------------	--

小田主査	<p>されておりますので、詳細については議案第36号において説明させていただきます。</p> <p>以上、20件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	ないようですので、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
高橋委員	<p>23番、高橋です。</p> <p>すみません、158-9ですけど、●●というところは私の担当区域ですが、こういうところを耕作されるということはよいことですが、周辺が何か残土とかが入って、これ大丈夫なのかなというのがありまして、ちょっと教えていただきたいんですけど、実は許可を受けて3年3作とかというのがあるんですけど、今はそういうのがないと思うんですけど、耕作についてどれぐらい、次の転用の申請ができる期間というか、そういう期間ってどれぐらいを見てるわけでしょうか。</p>
小田主査	法律上、特に規定というものはありませんので、そのときの事情の変更等により判断されるようなものと考えております。
高橋委員	<p>すみません。ですから、もし許可を受けた後、また短期間のうちに転用が出たとしても、現状とか見て仕方ない場合は許可するという。分かりました。</p> <p>それと、あと本当に耕作できるのかなというあぶない部分のものについて何か例えば農地パトロールとか農業委員さんとかに依頼されてた部分とか、農地パトロールの際に連携を取って確認を取るとか、そういう方法もあるんじゃないかと思うんですね。あとそういうのを取られたらいいかなと、これ要望です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはないようですので、質疑を終えます。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第34号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第34号は許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案の8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>今月は5件の申請がございました。</p> <p>申請番号13-1は、申請地は●●の北約1.1kmに位置する農振農用地（第1種）で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、住宅への進入路が狭小なため、当該農地を住宅への進入路にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、農振農用地につきましては、資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年7月29日付で、本日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号14-2でございます。</p> <p>●●における宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約800mに位置する農振農用地（第1種）で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地をピザ窯等を設置する宅地のため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置さ</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>れるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、申請地は許可を得ることなくピザ窯を設置されていたため、始末書を徴取しております。また、農振農用地からは資料では除外見込みとなっておりますが、令和6月29日、本日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号15-3でございます。</p> <p>●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約250mに位置する第3種農地に近接する小集団の第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。また、農振農用地から資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年7月29日、本日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号16-4でございます。</p> <p>●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南約1kmに位置する農振農用地（第1種）で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、農振農用地からは資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年7月29日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号17-5でございます。</p> <p>●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約270mに位置するおおむね10ha以上の一団の領地内にある第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、所有しているアパートの駐車場が不足するため、当該農地を駐車場へ転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、農振農用地から資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年7月29日、本日付で除外済みとなっております。</p> <p>先ほどの17-5、申請番号17号につきましては、農振農用地でございません。失礼いたしました。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号13-1、14-2、16-4、17-5への転用（別紙2）につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、いずれも意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いをいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、質疑を終わります。 それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第35号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>

<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第35号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>豊田主査</p>	<p>それでは、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第36号について説明いたします。</p> <p>今月は26件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の18ページをご覧ください。</p> <p>それでは、105-1について説明いたします。</p> <p>工場への転用事案でございます。受人は、●●に居住する方でございます。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。このたび、自動車や農機具等の機械や空調機の修理工場を建設するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、106-2、107-3は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、108-4、109-5につきましては事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>レジャー施設への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第1種農地でございます。受人は、●●に本店を置くバーベキュー、キャンプ等のアウトドア・レジャー事業及び造園施設の企画、管理、運営等を営む会社でございます。現在、隣接する庭園の維持管理業務委託を受けておりますが、来園する家族連れや団体客の憩いの場をより充実する施設として農業体験用地等を設置するため、本申請地を転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第1項都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。また、農振農用地からは資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年7月29日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、110-6について説明をいたします。</p> <p>共同住宅及び駐車場の転用事案です。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。このたび、共同住宅及び駐車場に転用するため、転用申請を出されたものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、111-7について説明をいたします。</p> <p>一般住宅への転用事案でございます。受人は、●●において借家に居住されている方でございます。申請地は、●●の北東に位置します第1種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年7月29日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、112-8から114-10は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。このたび、売</p>

豊田主査	<p>電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、115-11、116-12は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>駐車場への一時転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く土木、建築、軌道等建設工事の施行等を営む会社でございます。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地でございます。このたび、●●長寿命化改良及び増築工事施工に当たり、付近に作業員用の駐車場を確保する必要があるため、令和9年3月31日まで転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、117-13から120-16は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。117-13は、●●の北に位置します第2種農地でございます。118-14から120-16は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、申請地にそれぞれ建売住宅を建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、121-17について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置く社会福祉事業を行う法人でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。このたび、駐車場を確保する必要があるため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、122-18について説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、123-19、124-20は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を15棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、124-20は渡人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を徴収しております。</p> <p>続きまして、125-21について説明をいたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を7棟建築、販売するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、126-22、127-23は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、128-24について説明をいたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●におきまして借家に居住されている方でございます。申請地は、●●の西に位置します第1種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年7月29日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、129-25、130-26は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説</p>
------	--

豊田主査	<p>明いたします。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。129-25は、●●の北に位置します農用地区域内農地でございます。130-26は、●●の北西に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地においては、サカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。営農計画書での年間収穫量は、10a当たり約7,500本程度を見込んでおり、根拠資料として知見書ほか、関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。</p> <p>以上、説明いたしました26件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積で、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えています。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地、営農型太陽光の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、108-4から111-7、118-14から121-17、123-19、124-20、126-22から130-26を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。</p>
大月委員	<p>16番大月です。</p> <p>22番と23番が僕の担当する地域ですけれども、その土地はちょっと急傾斜地のようなところの田んぼに太陽光パネルを設置していく申請のようすけれども、草を刈ったり田んぼを作るというにはちょっと大変なところなので、太陽光パネルを設置されればいいのですが、その急傾斜地とそのすぐ下には川が流れております。もし災害が起きた場合の対処なんかは全然ちょっと考えておられないようなんですが、そういったことも含めて許可されるようにされるのかどうかをお聞きしたいんですが。その方の下のほうには家が2軒ぐらいありますので、もしものときには大変なことになるのではないかなと僕自身が思ってるだけです。</p> <p>以上です。</p>
豊田主査	<p>失礼いたします。</p> <p>先ほど大月委員さんにご質問いただきました件についてご回答申し上げます。</p> <p>こちらに申請をいただく際に、隣接の農地所有者、住民等への同意書につきましては先般作成いたしましたガイドラインによりまして徴取をして確認を取っております。また、それ以外につきましても、周辺の住民等につきましても別途ご説明をしているということで資料をいただいておりますので、一定の説明はされているのではないかと判断をしております。また、災害等発生した場合も基本的には太陽光を設置された業者が責任を持って対処するというようになっておりますので、そのように指導をさせていただくと思っております。</p> <p>以上です。</p>
大月委員	<p>僕が心配しているのは、この太陽光を設置するに当たって、現地のところは石垣とかを補強するようなことは全然しておらずに現状のままやられるような方法のように聞いておりますので、その辺がちょっと心配なものでちょっとご意見ただけです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 その他ご質問、ご意見はございませんか。</p>
柏尾委員	<p>9番柏尾です。 今月も太陽光発電関連の設置の申請がたくさん出されておりますけれども、一番その危惧をいたしております、実は7月8日の日経新聞の月曜日版にこういう記事が掲載をされております。「太陽光、迫る大量廃棄、再生エネルギー2035年問題、大廃業の懸念。太陽光パネルの大量廃棄時代が近づいている。東日本大震災後に急速に普及した反動で2035年前後に一斉に耐用年数を迎える。政府はパネルのリサイクル義務化の検討を始めたものの、不法投棄を防ぎ、廃棄後も発電事業を続けてもらう対策は手探りだ。作ったものはいずれ捨てるという当たり前への備えを先送りしたツケが回っている。パネルメーカーは作って売るのが第一で、廃棄処理のことを考えていない。太陽光パネルのリサイクルを手がける東京パワーテクノロジーの担当者は嘆く。使用済みパネルからガラスやプラスチック、アルミニウムといった資源を分離するには高度な技術を要する。カドミウムや鉛、ヒ素、セレンといった有害物質を含むその扱ひも難題だ。」このような記事が載っております、どんどんどん農業委員会としては的確な要件に沿って転用許可をされているわけでありますが、こういった記事も懸念をされておりますように、事業者が責任を持って、事業計画が終わって廃棄をするときに本当にリサイクルをしてちゃんと元どおりに復元をしてくれるのであろうかという、非常にコストのかかることを事業が終了したときに責任を持ってちゃんとしてくれるのであろうかということが大変危惧をされるわけであります。よって、当農業委員会も早急にガイドラインではなくて条例を制定をして、こういう事業者に対してはきちんと計画を聞いて、その要件を満たしたもののみに限って許可をすると、こういったふうな計画的に孫や子の世代まで、末代まで責任を持って行政がきちんと転用許可をすると、こういうふうなことをしていけないと、無尽蔵にどんどんどん農地が太陽光パネルに替わっていくと、こういうことを続けていいんであろうかというのが一点。 そして、これまで申請をされて許可をした案件が申請した事業者の申請のとおり運用されているんであろうか。これをやっぱり農業委員会としては経過観察を我々農業委員は責任を持って見届けていかなければいけないんじゃないかと、こんなふうに思うわけであります。したがって、現在計画中あるいは進んでいる案件があれば、本当に転用の許可申請をされたとおりに事業計画が遂行されているのかどうか、我々の責任をもってこれを見届けると、確認をすることはあってしかるべきではなかろうかと、このように考えるわけであります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
松下局長補佐	<p>ありがとうございます。 先ほどお話いただいた条例の設置につきましては、先般市議会のほうで担当部局からそういった条例を検討していくということで聞いております。また、太陽光の設置した後につきましては、こちらのほうでも報告書をいただいておりますので、引き続き遵守していただき、報告書において適正にチェックされているのかについて確認してまいりたいと思います。 以上でございます。</p>
尾崎局長	<p>少し補足のお話をさせていただければと思います。 大変重要なお提案だと認識をしています。 まず、太陽光の転用に伴いまして現時点での法改正等の大きな変更があった点につきまして、説明させていただければと思います。 国の経済産業省で、再エネ特措法の改正が令和6年2月に制定をされ、この4月から施行しております。そういった中で、ご指摘がありました廃棄の際の責任の話につきまして、まず積立金の実施が法制化をされております。また、農地法以外の法律といたしまして盛土法、砂防法、森林法こちらのほうでまずレッドゾーンのような部分の設置がまずできないというふうになっているのは従前からでございますが、太陽光事業者に対しましては周辺地域に対しまして説明会を必ず開催し、書面でそれを実施し、それを国のほうへ報告をするという流れに改められております。一方、指摘されましたとおり、この法改正以前に設置をされた太陽光発電設備につきましては、こちらの法律の内容に</p>

尾崎局長	はこの条件とはなっておりませんで、引き続き周辺の営農状況に影響があるかないかというは随時収集していくべきものと考えておりますが、先ほども松下のほうから答弁がありましたように担当課のほうでは条例化の方向も今検討を進めているという状況もございますので、農業委員会も関係部局として一緒になって前向きに検討していきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。
柏尾委員	9番柏尾です。 私が思うには、この太陽光事業の発電業者というのは、会社がいろんな零細企業もあれば中小企業もあれば、例えば●●のような上場もされている大企業もあると思うんですね。申請があった時点で、例えばその会社の経営能力も判断をして過去5年間あるいは10年間に遡ってきちんとした経営ができていて、決算報告書を見ても毎年黒字を計上していると、こういった企業であれば、事業が終わって20年後、25年後、30年後にきちんと処理をするときに、会社の経営能力として黒字を確保していったそれらを処理するだけの能力があれば、これは問題ないと思いますが、長年にわたって赤字が続いて、事業税も法人税も納めていない、もしこういった企業が農業委員会の許可によってこれを設置していた場合には処理をする能力がないわけでありまして、こういったふうな経営が維持できるかどうか、心許ない企業に対して転用の許可をすること、こういった観点からもやはり見るべきところはきちんと見て、経営能力の判断をして、しっかりとした経営能力、経営計画を持っていない企業に対しては転用を許可すべきでない、こういった視点も含めて当農業委員会としては対応していったらいかがなものだろうかと付け加えさせていただきます。
議長	どうぞ
高木委員	22番高木です。 柏尾委員さんがおっしゃったとおりだというふうに思います。その中で●●がかなりのものを出してきております。これはイエローゾーンも駄目なんですよ。レッドゾーンは当然駄目ですが、イエローゾーンにも設置はしないということで●●はやっておられると思います。その理由はちょっと分かんないですけども、イエローゾーンでも災害の危険があるというふうに●●は判断されているんじゃないかと。それは設置することによって何らかの被害が及ぶ、そういう判断を●●はされてるんじゃないかと。イエローでもレッドでもないところといたら真っ平らなところしかないわけですから、その辺りを何で●●はイエローゾーンも駄目なのか調べて、もし条例化をするのであれば、そこら辺のことも考慮してやるべきだというふうに思いますので、事務局のほうで対処していただければというふうに思います。
尾崎局長	ご意見、ご指摘、いろいろとありがとうございます。 法規制のほかに企業の経営状況、また設置後の安全対策、管理等を含めて、条例で法律以上に規制ができるかどうかということも論点となってまいります。そこはこういった規制もしくは協定等で防ぐことができるかどうか、多方面で検討をやってまいりたいと思っております。もうしばらくお時間頂ければと思います。
議長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、質疑を終わります。 それでは、採決に入ります。 議案第36号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第36号のうち、意見聴取の対象案件については、意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議がなければ許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可

議 長	<p>することに決定をいたします。</p> <p>次に、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第34号から報告第38号について事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第34号から第38号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第34号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第35号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は7件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第36号法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は9件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第37号農地転用届出の受理についてでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、私からは報告第38号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件も、東広島市農業委員会事務局規定に基づき、専決処分をしたものでございます。</p> <p>資料の11ページからになります。</p> <p>これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールでございますけれども、ご調査いただいた結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回、八本松町吉川と志和町内地区の農地につきまして、資料16ページの下に掲載しておりますように田畑合わせて合計95筆、48,000㎡余りを非農地として判断したものでございます。これらにつきましては、所有者の方へ非農地として判断した旨の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。また、担当の農業委員さんには位置図、現地確認をした際の写真等の資料を基に説明をさせていただきまして、非農地判断に同意する旨の確認書をいただいております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>何かご意見がございましたらお願いします。</p>
高木委員	<p>8月の市の広報紙が来ましたが、熱中症に気をつけましょうという掲示がありまして、それ見ると7月、8月、86件、82件と、どんな人がなっているかって、65歳以上の高齢者の割合が高い割合を占めているとここに書いてあります。</p> <p>そこで、現在農地パトロール、この暑い中ですと言われているようですが、果たして市の言っていることが矛盾しているじゃないですか。熱中症の心配があるからでき</p>

高木委員	<p>るだけ外出は避けるようにとっておきながら、片方が出るようにと言う。それと、マダニ、それからマムシ、志和でも先日熊が出ました。カーナビに映ってますので間違えなく熊です。イノシシもばったり出会うと危害を加える可能性がある。そういう中で現地確認、この暑い中で本当にしなければいけないんですか。私は涼しくなったらすればいいことだと。どうしてもこの時期にするようにとはこの前の資料には書いてありませんが、半ばどうしてもするように読み取れる書き方があります。このことについて事務局長としてのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>それから、前回の農地法関係事務処理要領が改正されたという中で、審査に当たっては人工衛星もしくは無人航空機の利用も可だというふうに書いてありますが、聞くところによると写真は最新のものとないといけないと、農地ナビなどは駄目だと県が言ったと聞いていますから、そうするとこの審査に対する事務要領って何のことを言っているのかと思います。その辺りについて事務局の見解を伺います。</p>
定井局長補佐	<p>農地パトロールの実施時期についてご質問をいただきました。</p> <p>確かに暑い中に農地パトロール、熱中症等もごございますので、説明会の中では気をつけて行っていただきたい旨、お願いはしておりますけれども、基本的には国からの通知におきまして8月頃に実施することが求められておりますことから、この時期にお願いをしているものでございます。農地パトロール実施後、いわゆるA農地とご判断いただいたものにつきましても県を通して国に報告をすることとなっております、その報告期限等も勘案した上での実施時期の通知と考えております。そういったことがありますことから時期について、7月に説明会をさせていただきまして8月から9月にかけてお願いをしているものでございます。</p>
高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>最近の暑さは異常な暑さですよ。農業をしておられる皆さんは、草がいっぱい伸びてどうしようもなく朝か夕方、無理してやっておられますが、誰もしたくないですよ。自分のところだからしょうがなくやっているけども、農地パトロールを国がこの時期にするようにと言う、それでは国が全ての責任を取るんですね。万一事故が起きたとき、どこが責任を取るのですか。ましてや現に熱中症にかかれた方に対してどう説明するのですか。私はやるべきじゃないというふうに思います。別に年度またいで報告したっていいじゃないですか。なんでこの時期にやらなければいけないのか。皆さん、そう思っていないですか。実際に外に出て歩いてみてくださいよ。しかも、夕方は虫がいっぱい出るから、どうしても昼間に歩くしかないんですね。夕方になったら暗くなると危険がますます大きくなると。こういう状況を県も国も現場へ来てみてくださいよ。無茶なことをさせてはいけないと思いますよ。どうしてもするようにと言うのなら、自衛隊にでもやってもらいなさいよ。</p> <p>お伺いしますが、最適化推進委員さん、最高齢は何歳でしょうか。</p>
定井局長補佐	<p>すみません。すぐに資料が出てきませんが、80歳以上の方がおられます。</p>
高木委員	<p>ですよ。70歳以下の方はあんまりいないと思います。無茶ですよ。皆さんも現地出られてどうです。市の広報紙ですら暑い時期に外に出ないようにと書いておきながら、もし万が一のことがあって熱中症で亡くなる。1人で行かないようにするということが最低限言っておかないと、山の中で倒れたらどうするのですか。本当にこのまま続けるんです。私は、一旦立ち止まって国に対して強く言うべきだと思いますよ。本当に異常な暑さですよ。どうしてもするようにと言われるのだったら、万一のときにはどなたが責任を取るのか教えてください。</p>
古川委員	<p>私の場合は、現地に行かれなかったらその所有者のところへ行くとか近所の人に聞くとかして応援を求めています。そのほうが確実、よく知ってらっしゃいます。だから、昨日もあそこの田んぼ植えておられますかねと言ったら、植えていないと教えてもらったりして、それが姑息な手段というか、自分で行かなくても近くの人に教えてもらうやり方です。それとか車の中から見るとかしてやっていこうかなとは思っています。</p>
高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>今回、さっきの報告の中でちょっと私の地域が出ていますが、とても車で行けるような場所は1か所もありませんし、なおかつ現地を確認することと書いてあるんです。だ</p>

高木委員	から、人工衛星、要するにナビで見ていいんじゃないかと、前回言いましたよね。それを聞くと、県は、ナビの写真は古いから駄目だと、現地へ行くようにと言う。だから、今古川さんがおっしゃったことは厳密に言えばルールに反しているんですよ。現地を確認するようにでしょう。違います。
定井局長補佐	求められておりますのは、やはり目視で確認していただくということではありますけれども、車の中から確認できるのであれば、それはもちろんオーケーですし、すぐそばまで行かなくても遠目で見て田畑の状況が確認できるのであれば、もちろんそれでも結構でございます。今回非農地の報告させていただいておりますけれども、そういったところも一応遠目でも確認ができるところについて非農地の判断というところをしていただいています。
高木委員	志和は谷のずっと奥に田んぼがあるんですよ。途中は道だけしかなくて、山をかき分けていくと田んぼがある。昔は隠し田地と言って税金を取られないように作ったという話も聞いたことがあります。だから遠くから見えるようなところじゃないんです。航空写真なら何とか確認はできると思いますが、目視、不可能ですよ。いい加減なことを出していいならいいですが、やはり涼しくなってからすればいいじゃないですか。なんでこの暑い夏にしなければいけないのか。理由が分かりません。法的根拠を示してください。
定井局長補佐	法的には農地法といったところで実施時期が明記されているものではございませんけれども、国からの運用通知に基づいて実施をしているところでございます。
高木委員	22番高木です。 法的根拠はないんですよ。国の都合で何の権利を持って言うのかよくわかりませんが、御無理ごもつともで地方行政は成り立たないと思いますよ。やっぱり言うべきことはきちんと行って、こんな気象になるとは誰も予測しなかった中でのスタートだと思うんですよ。そこを考慮してやはり国に対して、会長も含めて全国農業会議等も通して強く言うべきだというふうに思います。 これでやめます。
議長	ありがとうございました。
尾崎局長	現在の暑さ、災害級の暑さであるという認識の下、考えておりますが、今申しましたように国が示している事務要領の中ではこの時期にしてくださいという内容でございます。そうした中でどういう運用であればこの暑さの中、国の要領の中でできるかどうかということにつきましては、もちろん事務局のほうも全国農業会議所、県の農業会議等にも伝えていきながら、こういった内容で行っていけるかどうかにつきまして皆様のお力添えとお知恵のほうをお借りして考えていきますので、どうぞよろしくお願い致します。
議長	ほかにはないですか。
	< なし >
議長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議、誠にご苦勞さまでした。 それでは、次回の総会について報告させていただきます。 次回8月総会は、8月29日木曜日10時から市役所本館3階の303会議室、この会場で予定しておりますので、出席をお願いいたします。ありがとうございました。 以上で7月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 9番 柏尾 博明 委員 10番 荒谷 義憲 委員